

市町村立図書館等との連携協力に係わる提言

平成20年10月23日

埼玉県立図書館協議会

市町村立図書館等との連携協力に係わる提言

1 図書館間の連携強化について

(1) 資料の迅速な提供について

[現状] 県内公共図書館では、利用者の資料要求に確実に応えるため、自館で所蔵せず購入等による入手が難しい資料について、図書館間で相互貸借を行い、利用者に提供している。県立図書館から市町村立図書館等への協力貸出はもちろん、市町村立図書館間での相互貸借も活発に行われている。その資料の搬送手段として、県立図書館が協力車（市町村立図書館等へ週1回）と連絡車（県立図書館間を週5回）を運行している。

利用者の利便性の向上を図るため、特に市町村立図書館等への資料提供の迅速化が望まれている。

[提言] ○ 週1回の運行頻度を含め搬送システムの見直しを図り、物流周期の短縮化と効率化を図る。

(2) 県内大学図書館等との相互貸借及び連携の推進について

[現状] 県内公共図書館は県立図書館の協力車・連絡車を活用して、類縁機関（県議会図書室、総合教育センター、県民活動総合センター、さいたま文学館、男女共同参画推進センター、国立女性教育会館）や大学図書館（埼玉大学、県立大学）との間で相互貸借を実施している。

私立大学に関しては、所在している地元自治体の図書館と個別に相互貸借等の協力を行っている例が数大学あるが、県内の公共図書館全体との相互貸借は行われていない。公共図書館がこれらの大学の資料を借用する場合は、郵送等で対応している。

今後さらに県内の大学図書館が保有する専門図書を、県民が円滑に利用できる環境を整えることが望まれる。

[提言] ○ 県内公共図書館等と埼玉大学付属図書館、埼玉県立大学との連携をさらに深める。

○ 県内公共図書館等と私立大学等との連携・協力を促進し、県域の広範なネットワークの確立を図る。

○ 資料の現物貸借のみならず、県立図書館の学術情報提供システムの実現の可能性についても研究する。

2 資料の保存について

(1) ISBNが付与されていない図書の保存体制の確立について

[現状] 市町村立図書館が自館で収集した資料をすべて保存していくことは、収蔵スペースが限られていることから困難であり、県立図書館が県域における資料保存の役割を担い、将来における利用を見通した保存体制を確立していかなければならない。しかし県立図書館での体制が整うまでの間の保

存について、埼玉県図書館協会において、平成18年6月に「埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定」を締結し、「埼玉版 ISBN 総合目録」による単館所蔵図書の全県的な保存体制が整備された。この目録は ISBN が付与されている図書だけを収録対象としているため、ISBN が付与されていない昭和55年以前に発行された図書や一般流通を通らない郷土資料等については対象外となっている。従って、これらの図書の保存が課題である。

[提言] ○ 県立図書館は市町村立図書館等と連携・協力して単館所蔵図書の合理的な抽出方法を研究し、ISBN が付与されていない図書の保存体制の確立を目指す。

(2) 県立図書館の資料の保存体制の検討について

[現状] 市町村立図書館は収蔵能力に限度があり、年々増え続ける資料を長期に保存するのは困難である。このためやむを得ず保存年限を短くする図書館もあり、貴重な資料が消えてしまう前に保存の手立てを講ずる必要がある。また、県域レベルで保存の役割を担うべき県立図書館も収蔵能力がほぼ限界に達しており、現在のところ市町村立図書館からの移管資料を受け入れる余裕はない。

県立図書館は、市町村立図書館からの貴重な資料を移管して県域において最終的な保存の役割を果たしていくことが望まれる。

[提言] ○ 新たな収蔵庫の設置等も含め、保存体制の在り方を早急に検討する。

3 高校図書館への支援について

[現状] 県立図書館では、地元の市町村立図書館を経由して高校図書館へ資料の貸出を行っている。

平成19年度には「高校図書館版 ISBN 総合目録」がウェブ上で稼働し、参加している高校図書館の所蔵情報が確認できるようになったが、高校図書館同士の相互貸借については、現在のところ県域全体の制度として確立していない。

今後「高校図書館版 ISBN 総合目録」の利用が浸透すると、資料の流通量も増加する可能性がある。

県立図書館からの協力貸出はもちろんであるが、増加する高校図書館間の相互貸借に対しても積極的に支援することが望ましい。

[提言] ○ 県立図書館が高校教育を支援するため、県立図書館の所蔵資料及び情報の利用促進を図る必要がある。

○ 今後の高校間の物流システム確立に向けた動向を見守りながら、県立図書館の物流システムとの関連性について検討していく。

4 図書館職員研修への支援について

【現状】 毎年、年度当初に県総合教育センターが主催し2日間の日程で「初任者研修」を行っている。また、県立図書館では埼玉県図書館協会と連携し、館長研修会や参考調査専門研修会等、専門分野ごとの研修を実施している。

図書館に勤務する初任者向けに基礎的な知識・技術を習得できるように対象者にあった研修内容を検討していくと同時に、時代の要請に沿ったスキルを身につけられる研修の開発が課題である。

また、改正図書館法（平成20年6月）の第7条に司書及び司書補の資質の向上のために都道府県の教育委員会が研修を行うことが新たに明示された。

【提言】 ○ 時宜にあった内容を取り入れるなど研修カリキュラムの見直しを進めることにより研修内容を充実させ、専門職員としての資質をさらに向上させる。

○ 参加できない職員に対しても、県立図書館ウェブサイト等を活用して研修内容を共有できるようにする。

5 県立図書館事業の広報の推進について

【現状】 県立図書館では、県民向けには、ウェブサイトによる情報発信と3館合同や各館ごとの広報誌などの発行により、県立図書館が行う事業の周知を図っている。

また、市町村立図書館向けには、上記の他に「協力ウェブサイト」や「協力車だより」などにより広報を行っているが、全般的に見て県立図書館が「図書館の図書館」として市町村立図書館をバックアップしているという役割に対する認知度が高いとは言えない状況である。特に資料の協力貸出や図書館ネットワークの要としての役割に対する理解が浸透していない。

【提言】 ○ 市町村立図書館や類縁機関においても、積極的に資料の協力貸出や図書館ネットワークについて広報を行えるよう、各種媒体に対応した素材の整備や事業を積極的に実施し、各館の協力を得ながら県立図書館の「図書館の図書館」としての役割の認知度を高める。

6 図書館未設置自治体への支援について

【現状】 町村における図書館の建設が進むとともに、市町村の合併により図書館未設置自治体は現在5町となったが、これらの自治体は財政等の事情により、独立した図書館を持つのが当分見込めないところである。また、これら5町以外にも図書館設置条例はあるものの図書館として十分に機能していない自治体も存在する。

現在これらの自治体に対して、県立図書館では配本所を設置し、定期的に新刊図書を配本している。

こうした図書館未設置自治体を解消することと、図書館機能が充実していない自治体に対する県立図書館の今後の支援策が課題である。

- [提言] ○ 図書館設置に向けて動き出す自治体については、資料的援助や運営に対する支援を進め、図書館的機能の充実を図る。
- 図書館設置が難しい自治体や、設置条例はあるものの図書館機能が図りにくい自治体については、広域利用の拡大を含む隣接自治体等との連携を促すとともに、他の支援策の可能性を探る。